平成２５年（フ）第３８５号
岐阜県各務原市尾崎西町２丁目１番地　尾崎団地Ｃ６棟6041
債務者　丸伊製材こと　山口　　貢
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　尚之
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３８６号
岐阜県各務原市鵜沼山崎町４丁目26番地
債務者　山口　貴義
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　尚之
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第８７３号
兵庫県三田市高次２丁目21番８号
債務者　横山　武文
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種谷有希子
4　破産債権の届出期間　平成26年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７４号
兵庫県三田市高次２丁目21番８号
債務者　横山　友枝
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種谷有希子
4　破産債権の届出期間　平成26年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９０号
宮崎県都城市山之口町花木2072番地
債務者　下西　一郎
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新福　　宏
4　破産債権の届出期間　平成26年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第４１４号
和歌山県岩出市堀口77番地の１　203号
債務者　宮原　由積
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　裕和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月10日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５３７号
福岡市南区横手２丁目36番６号
債務者　佐藤　敬三
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶原　美奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６３５号
福岡市博多区吉塚７丁目12番８―807号
債務者　児玉　賢三
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　和彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５３１２号
大阪府八尾市堤町２丁目30番地の16　メゾンエスポワール101号
債務者　中窪　博樹
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髭野　淳平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０１号
福岡市博多区博多駅前３丁目９番５―703号
債務者　川村　月泰
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６０８号
仙台市宮城野区萩野町１丁目１番地の12　第４グリーンハイツ202、従前の住所仙台市宮城野区萩野町３丁目３―８　野村ステイツ萩野町204号
債務者　土田　健治
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大張　慎悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６３６号
仙台市青葉区北目町２番19―403号
債務者　大井　慶介
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澤　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６５号
山形県酒田市飛鳥字堂之後95番地の１
債務者　佐藤智恵子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第２１４号
岡山市北区富田341番地山地マンション107号
債務者　中島　健一
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水落　卓司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７７号
岡山県高梁市松原通2120番地２セントラルパレス101号、旧住所岡山県加賀郡吉備中央町上竹2280番地
債務者　石田　卓士
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有本　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部